

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。塩崎潤君。

私立学校振興助成法案

○塩崎議員

ただいま議題となりました私立学校振興助成法案について、その提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます。

(中略)

第一は、国が私立の大学及び高等専門学校の研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる点であります。このことは、私立学校の全経費の70%以上を占めるといわれる経常的経費を取り上げて私立学校の特殊性を考慮して、**2分の1という補助の目標を念頭に置きながらも、現下の苦しい国の財政事情を考慮して2分の1以内という裁量権を国に与えたものであります。**（後略）

これだけ私学に対して援助しなければならないということが国民のコンセンサスになった以上は、国民が法的にこれだけの債務を負うのだ、そして、**債務の目標は2分の1なんだということをあらわすことは大変意味があることなのでございます。**そして、その目標に向かって私学の経営者は希望を持って安定した経営ができる、こういった第二の大きな理由があるわけでございます。（後略）

(1975年6月26日 衆・文教委員会)

○藤波議員

立法の過程でいろいろな議論が出ました。特に問題点は、やはり2分の1とびしっと規定をすることによって、それが何と言うか、この法律によって財政によって財政硬直化の要因を招いていくということになることが大きな問題点であったわけでございます。

〔委員長退席、三塚委員長代理着席〕

しかし、そういった財政硬直化の要因になるような2分の1というぴしっとしたきめつけ方は今日の財政事情では非常にいかななものかというような意見が前に出まして、「2分の1以内」という表現になりました。

(中略)

○今村(武)政府委員

(前略) 立法府と行政府の関係で申しますならば、立法府においてこういう趣旨の法律案が制定されますならば、行政府としては、その趣旨を最大に尊重して私学の予算原案の積算、計上に当たらなければならないわけでございます。したがって、この法律案が成立するとしないとでは、私ども直ちに来年度の予算編成作業に当たって大きな影響があるわけでございます。つまり、この法案が可決成立いたしますならば、御趣旨に沿って最大の努力をしなければならない状況にあるわけでございます。(発言する者あり)

(1975年6月26日 衆・文教委員会)